

雇児福発0414第1号
平成23年4月14日

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

災害により父又は母の生死が明らかでない場合等の児童扶養手当の取扱いについて

標記については、下記のとおり取扱いを明確化しますので、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 認定請求書等の受理について

父又は母の生死が明らかでない児童の母若しくは父又は養育者からの認定請求については、「児童扶養手当法等の施行について（昭和36年12月21日児発第1356号）」において、「沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危難が去った後3ヶ月以上生死が明らかでない場合」を児童扶養手当法第4条第1項第1号ニ等に規定する「生死が明らかでない」場合として取り扱うこととしているが、認定請求書等の受理については、3ヶ月経過を待たずに随時受理して差し支えない。

2. 特例措置に係る添付書類の省略等について

「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて（平成23年3月16日雇児福発0316第1号）」の1の（3）のとおり、児童扶養手当法施行規則第26条第4項の規定により「非常災害に際して特に必要があると認めるときは、第1章の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる」とされているので、認定請求書等の受理に当たり、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和48年10月31日児企第48号）の第1の1の（2）の（ア）の「福祉事務所、警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書」は省略し、死亡の原因となるべき危難が去った後3ヶ月経過後にその書類の提出を求める等、認定事務等の適切な処理を行う。

3. 災害その他やむを得ない理由による認定請求の取扱いについて

児童扶養手当法第7条第2項において、「受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、やむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給を始める」旨規定されている。

この「やむを得ない理由」については、行政窓口の閉鎖、受給資格者の避難所等における生活、交通機関の途絶など様々なケースが考えられるところであり、個々の状況に応じて柔軟かつ適切に判断願いたい。

4. 公的年金等との併給調整について

児童扶養手当支給要件の確認にあたっては、公的年金等の受給状況の確認を適切に行う。